

「伐採及び伐採後の造林の届出書」の添付書類チェックリスト

チェックリストの欄全てに☑が無い場合、届出書を受理することができません。

添付書類	具体例	
(1)森林の位置図及び区域図	・国土地理院地図や森林計画図、空中写真等に森林の位置及び伐採区域の外縁を明示したもの ※3利用可	<input type="checkbox"/>
(2)本人確認書類（写し可）	<p>【法人の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人の登記事項証明書 ・法人番号を記載した書類 ・法人の名称及び所在地を記載した書類 <p>【法人でない団体の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・団体の規約 ・団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類 <p>【個人の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民票の写し ・個人番号カード（表面） ・運転免許証 ・国民年金手帳 等 	<input type="checkbox"/>
(3)他の行政庁の許認可の申請状況を記載した書類 【該当する場合のみ】	<ul style="list-style-type: none"> ・行政庁が発行した証明書、許認可証の写し ・申請中の許認可については、許認可の種類、申請先行政庁及び申請年月日を記載した書類 ・申請前の許認可については、許認可の種類、申請先行政庁及び申請予定時期を記載した書類 	<input type="checkbox"/>
(4)土地の登記事項証明書（準ずるものを含む）など、伐採後の造林をする権原を有することを証する書類 ※1	<ul style="list-style-type: none"> ・土地の登記事項証明書（伐採する全ての地番） ・土地の売買契約書 ・遺産分割協議書 ・贈与契約書 ・固定資産税納税通知書 ・伐採後の造林の受委託契約書 ・土地の賃借契約書 等 	<input type="checkbox"/>
(5)森林の土地の所有者でない場合は、森林を伐採する権原を有することを証する書類 ※1 【届出者が土地所有者ではない場合】	<ul style="list-style-type: none"> ・立木の登記事項証明書 ・立木売買契約書 ・遺産分割協議書 ・贈与契約書 ・伐採の同意書・承諾書 ・伐採の受委託契約書 等 	<input type="checkbox"/>

(6)隣接する森林の土地の所有者と境界の確認を行ったことを証する書類 ※2	<ul style="list-style-type: none"> ・境界確認に立ち会った者の氏名や境界確認日時など境界確認時の状況を記載した書類 ・隣接森林所有者の現地立会写真 ・隣接森林との境界に係る既存の資料の確認などの取組状況を説明した書類 等 	<input type="checkbox"/>
(7)届出の対象となる森林に関する事前確認	<ul style="list-style-type: none"> ・届出の対象となる森林は地域森林計画の対象となっている森林の立木（森林法5条森林）か ※3 ・届出の対象となる森林は保安林ではないか ※3 ・届出の対象となる森林は森林経営計画に含まれていないか ・過去に奥山林整備事業（県民税）を利用した施業履歴の有無 	<input type="checkbox"/>

※1 林地台帳等で確認できる森林の土地の所有者との権原関係を証する書類の添付が困難な場合には、

- ・森林の土地の所有権又は伐採後の造林をする権原に関する状況を記載した書面
- ・伐採権原に関する状況を記載した書面

の添付も認められます。なおこれらは届出者の本人確認として用いることはできません。

※2 次のいずれかに該当することが確認できる書類が添付された場合は、隣接する森林の土地の所有者と境界の確認を行ったことを証する書類の添付の省略が認められます。

- ・届出の対象となる森林の土地が隣接する森林の土地との境界に接していないことが明らかな場合
- ・地形、地物その他の土地の範囲を明示するのに適当なものにより届出の対象となる森林の土地が隣接する森林の土地との境界が明らかな場合
- ・届出の対象となる森林の土地に隣接する森林の土地の所有者と境界の確認を確実に行うと認められる場合

※3 届出の対象となる森林が地域森林計画対象民有林や保安林に該当するかは、栃木県 HP 内のとちもりマップ (<https://www2.wagmap.jp/tochigi-shinrin/>) にて確認することができます。